

今回は、労働安全衛生法の学習法です。

[安衛法は、合否を分ける科目]

労働安全衛生法に関しては、労働基準法とセットでそれぞれ、択一式3点、選択式2点の配分になっています。

	労働基準法	労働安全衛生法	合計
択一式	7点	3点	10点
選択式	3点	2点	5点

労基法で1点若しくは2点しか取れなかった場合、安衛法でカバーするしかない。

労働安全衛生法は、労働基準法の陰に隠れた存在ですが、実は合格するためには侮れない科目です。

仮に選択式で、労働基準法が1点しか取れなかった場合、労働安全衛生法でカバーしないと足切りになってしまいます。

安衛法で1点取っても合計2点で救済待ちという状態になります。

択一式に関しても同じ事が起こり得ます。

最近の傾向として、選択式に関しては、普通に学習をしていれば、3点は取れる内容です。

ただし、労働基準法の選択式で難問が出題された場合、労働安全衛生法でカバーする必要性が生じてきます。

労働安全衛生法は、覚える機械名や名称に馴染みがないため、学習の優先順位が後手になりがちですが、甘く見ていたら足もとをすくわれてしまいます。

[安衛法 選択式対策]

安衛法の選択式対策としては、常にキーワードに注意を払いながら択一式の問題や条文の確認をすることが必要です。

合わせて、少なくとも過去 10 年間分の選択式の出題傾向や出題の癖を確認する必要があります。

ちなみに、平成 18 年以降の法 1 条、2 条、総則定義等から◎印の年度で、選択式が出題されています。

[出題実績] ○択一式 ◎選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
◎	—	—	—	—	—	◎	—	○	◎	④	○	◎	◎

令和元年の選択式は、下記のような問題ですが、必ず得点を挙げる必要があります。

労働安全衛生法は、その目的を第 1 条で「労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、【 D 】の形成を促進することを目的とする。」と定めている。

D：快適な職場環境

繰り返しになりますが、労働安全衛生法は、選択式を意識した学習を心掛ける必要があります。